# FORM SE <br> <br> FORM FOR SUBMISSION OF PAPER FORMAT EXHIBITS <br> <br> FORM FOR SUBMISSION OF PAPER FORMAT EXHIBITS BY ELECTRONIC FILERS 

DEVELOPMENT BANK OF JAPAN INC.
Exact name of registrant as speciffed in charter

Annual Report on Form 18-K
for the Year Ended March 31, 2010
Electronic report, schedule or registration statement
of which the documents are a part (give period of report)

S-
(Series identifier(s) and name(s), if applicable; add more lines as needed)

C
(Class (contract) identfier(s) and name(s), if applicable; add more lines as needed)

Fiscal Year Ended March 31, 2010
Report period (if applicable)

Identify the provision of Regulation S-T ( $\$ 232$ of this chapter) under which this extibit is being filed in paper (check only one):
$\qquad$ Rule 201 (Temporary Hardship Exemption)
$\qquad$ Rule 202 (Continuing Hardship Exemption)

X Rule 311 (Permitted Paper Exhibit)

## SIGNATURES

## Filings Made by the Registrant

The Registrant has duly caused this form to be signed on its behalf by the undersigned, thereunto duly authorized, in Tokyo, Japan, on September 8, 2010.

Development Bank of Japan Inc.


## Filings Made by Person Other Than the Registrant:

After reasonable inquiry and to the best of my knowledge and belief, I certify on $\qquad$ , 20 $\qquad$ that the information set forth in this statement is true and complete.

By:

(Hive)

## Exhibit Number Description

1. Excerpt of General Rules of the National Budget, which relates to the registrant for the fiscal year ending March 31, 2011 (Exhibit 3 to the Annual Report on Form 18-K for the fiscal year ended March 31, 2010, filed on September 8, 2010)

## Exhibit 1

## 唧


夜要
仿
苗
时

予等楼則

"
予索挺影

|  | 所 管 | 組 踷 | 項 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 文部科学本省所䡱機関文 化 庁 | 文部科学本省所茄研究所施溇费 <br>  <br>  <br>  |
|  | 生 労 锞 省 | 厚 生 労 鲬 本 省 <br> 国立ハンセン病療登所厚生労動本少試験研究摭国立更生振数機関都道府県労鳃局 |  センター施設整偏费，独立行政法人国立精神•神経医療研究センター施㞦整偏費，独立行 <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br> 费 <br> 国立ハンセン病艮类所施溇费 <br> 厚生労畝本省騳験研究所施段费 <br>  <br> 都道府紧労的局施坄費 |
|  | 農 林 水 産 省 | 農林水産本省 | 対策登㴜交付金に限る。），独立行政法人農林水産消费安全技術センター施設整借費，国産 <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  |


|  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  | $\pm$ <br> 5 <br> 암 <br> 难 <br> 霊 <br> 4 <br> 朋 <br>  <br>  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 星 | 第 |  |

予荧越則

| 6 予累制則 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 所 管 | 組 梅 | 項 |
|  | 経 済 浐 葉 省 | 経 消 産 業 本 省 <br> 资源エネルギー庁中 小企 業 庁 | 贯（地域企業立地促進等共用施㹲整備漛補助金に限る。），工業用水道亨業费，工業用水道事業胡植諸責 <br>  <br>  |
|  | 国 士 交 通 省 | 国土交通本省 |  <br> 整修事業费，下水道車業费，市街地防災事業费，住宅防災事業费，都市公園防災事業费； <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  |


（一時借入金等の装高䫫）
第 8 条「財政法」第 7 条第 3 項の規定による財務省証券及び一時借入金の冓高頼は，20，000，000，000千円とする。
予算找淠


信
 する合衆国ドルに換算した金額とする。「アフリカ開発基金への参加に伴う措監に関する法律」第 2 条第 3 項の規定により平成 22 年度においてアフリカ開発基金に出資することができる金馀の限
計算弾位に換算した金頖とする。 5 「米州開発銀行への加盟に伴う措雷に関する法律」 2 条牙

解
（僙務保柾契䄪の银度類）

| （僙務保証契約の涱度頖） <br> 第 11 条 次の表の左相に揭げる法人が平成 22 年度において負担する僙務につき，中相に揭げる法律の規定により政府が同年度にあいて保昰することができ金皟の限度は，それそれ右相に揭げるとおりとする。 |  |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 供 務 | 根 扴 規 定 | 金 䋶 の 限 度 |
| 1 株式会社日本政策金融公僪 <br> ィ 次に揭げる社债（口に据げるものを除 <br> く。）に係る伟務 <br> （1）「株式会社日本政策金䗱公庫法」第 31 条第 2 項第1号イに係る業䂫に関 するもの <br> （2）「株式会社日本政策金酸公庫法」第 31 条第 2 項第 1 号八に係る業務に比 するもの <br> （3）「株式会社日本政策金蝕公庫法」第 31 条第 2 項第 1 号二に係る葉務に関 するもの <br> －国際劦力銀行業務社媛のうち次に择げ るものに係る債務 <br> （1）外貨をもって支払われるもの <br> （2）本邦通貨をもって支払われる社俱の うち外園にあいて発行するもの | 「株式会社日本政策金融公庫法」 <br> 同 法 <br> 同 法 <br> 「田際復興開発銀行等からの外凃の受入に関 する特別措㫫に間する法律第2条第2項「株式会社日本政策金輻公施法」 | （1）に揭ぼる社債にあっては類面総皟 75，000，000 千円，（2）に揭げる社㯖にあって <br> 社㘔のうち，指定金駇機開の危機対応業務に おける短期社嬇の取得に係るものにあっては発行限度類 500.000 .000 干円，その他のもの にあっては頼面耤皟1，100，000，000千円並び にそれそれの利息に相当する金額 <br> （1）に揚げる社僕にあっては外貨表示の類面を外国貨鷩換算事により换算した金類の総類及び（2）に势げる社僙にあっては本邦通貨表示 <br> 相当するこれらの社偩に保る金墰並びにその利息及び元本の期限前任意㵋㯰に伴い支払う べき加算金その他引受契約に基づき支払うべ き手数料等の経費に相当する金栭並びに減僙基金等に払い込な゚べき金類に相当する金䫫 |


|  | 根 拠 規 定 | 金蹎 の限度 |
| :---: | :---: | :---: |
| 2 独立行政法人国祭㫑力棫检国際協力機權媛券に係る绶務 | 「独立行政法人国陵協力機機法」第 34 条第1項 | 頖面総頼95，000，000 千円及びその利息に相当する金積 |
| 3 頂金保険械䧽 <br>  る債務 <br> （1）「頂金保唤法」に係る業務（2）に扬げる ものを除く。）に開するちの <br> （2）危機対広業務に関するもの <br> （3）金蠤再生葉務及び庵止前の「金酸機能 の安定化のための䋈急措啚に関する法律师係る業务に関するもの <br> （4）金䲱機能強化莱務に関するもの | 「頂金保険法 」 第 42 条の 2 <br> 「頂金保険法 第 126 条第2項 <br> 「金蠤機能の再生のための棸急措置に関する法律1第66条 <br> 「金政機能の早期健全化のための桑急措亶に时する法律附則第 5 条第 2 項「金蠤機能の強化のための特別措還に関する法律 第 45 条 | （1）に揭ほる頂金保险機機頱及び借入金に あっては頖面総類及び元本金皟の合計頖 19，000．000．000 千円，（2）に㧦げる預金保险機掃債及び借入金にあっては類面絡頶及び元本金䫓の合計頡17，000，000，000千円，（3） に抱げる頂金保険機構僓及び借入金に あっては皟面新顮及び元本金制の合計類 3．000．000，000 千円並びに（4）に渭げる願金保 <br> 元本金絔の合計蹎 12,000 ，000．000 千円並び にそれそれの利息に相当する金類 |
| 4 銀行等保有株式取得機兴銀行等保有株式取得振慻媛券及び借入金に係る債務 | 「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律第51条 | 額面捴瑻及び元本金額の合計額 20．000．000，000 千円並びにその利息に相当 する金額 |
| 5 全国健廉保険劦会借入金に係る传務 | 「徤康保険法」 | 元本金親490．000．000 千円及びその利息に相当する金䫓 |


| 予第数則 11 |  |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 儹 呀 | 根 肳 規 定 | 金 䫷 の限度 |
| 6 株式会社企業再生支援璣桠社供及び借入金に保る伴務 | 「株式会社企業再生支援機糗法第 44 条 | 類面粉額及び元本金類の合㖕額 3，000，000，000 干円並びにその利息に相当す る金镇 |
| 7 独立行政法人茭業者年金基金借入金に係る媛務 | 「独立行政法人農業者年金基金法」附則第17条第 3 項 | 元本金頖 95.992 ， 185 千円及びその利息に相当する金皟 |
| 8 独立行政法人莀林漁業信用基金林業等资金青託葉務に関する借入金に係る鰂務 | 「独立行政法人農林漁業信用基金法」第18条 | 元本金積 $1,810,000$ 千円及びその利患に相当 する金類 |
| 援糨标 <br> 借入金に係る㷌務 | 「独立行政法人鉄道建設•違輸旅設監備支援機構法」第20条 | 類面棇積及び元本金絙の合計類 $62,500,000$千円並でにその利息に相当する金類 |
| 10 独立行政法人石油天然ガス・金屚鉱物资源掫检 <br> 石油天然ガス・金属鉜物漞源媛券及び借ス金に保る偩務 | 「独立行政法人石油天然カス・金属鉾物資源嫩棤詓」 |  1，026．600，000 千円並びにその利息に相当す る金頼 |
| 11 独立行政法人理境再生保全楼检借入金に保る像務 | 「独立行政法人渨境再生保全譏構法」附則第 9条 | 元本金頖 4，000，000 千円及びその利息に相当 する金類 |
| 12 独立行政法人都市再生機横 <br> 次に榇ぼる都市再生媛券及び借入金に係る債拸 |  |  |


|  | 根 䓡 規 定 | 金 緛 の 限 度 |
| :---: | :---: | :---: |
| （1）都市再生業務に関するもの <br> （2）宅地造成等経過莱務に関するもの | 「独立行政法人都市再生批棵法 第 35 条 <br> 「独立行政法人都市再生機髞法】附則第 12 条第 9 項 | （1）に提げる都市再生倎券及び借入金にあって は額面捴類及び元本金實の合㖕制 $110,000,000$ 干円並びに（2）に抳げる都市再生 <br> 金絔の合計新 280,000 ，000 千円並びにそれそ れの利息に相当する金類 |
| 13 独立行政法人日本高速道路保有•僙務返済柣栱 <br> 日本高速道路保有•做務返済機構僙券及で借入金に係る䫡枒 | 「独立行政法人日本高速道路保有•倩務返済璣糗法」 | 額面総䋶及び元本金䫓の合計額 2，514，000，000 千円並びにその利息に相当す る金穎 |
| 14 「保険業法」第265条の9第2項の規定に より銯立の認可を受けた法人のうち同法第 262 条第 2 項第 1 号に挶ぼる免許を受けた保换会社をその会員とする法人借入金に保る債務 | 「保険業法第265条の42の2 | 元本金類 $460,000,000$ 干円及びその利息に相当する金䫫 |
| 15 閉西国丞空港株式会社社㵋に係る㑮務 | 「関西國際空港棵式会社法〉第9条第1項 | 新面格須18，000．000 千円及びその利息に相当する金新 |
| 16 日本珢境安全車業機式会社借入金に保る債務 | 「日本理境安全事業株式会社法第12条 | 元本金類 $36,000,000$ 千円及びその利息に相当する金顴 |
| 17 株式会社日本政策投旅銀行 <br> ィ 社㯖及び日本政策投資鋸行債（口に抱 げるものを除く。）に係る傌務 | 「株式会社日本政策投资銀行法」第25条第1項 | 䫫面耤頛 $1,200,000,000$ 千円及びその利息に相当する金新（ロに係る傃務からイに係る䫡 |




|  |  | 予等䇅則 |
| :---: | :---: | :---: |
| 債 務 | 根 搉 規 定 | 金 額 の 限 度 |
| 債 | 根 相 埧 |  |
| 22 地方公共団体金䰚棫糲 <br> 1 地方公共団体金愿機蕞僙券（ロに掲げ るぁのを除く。）に係る僓務 | 「地方公共団体金酸機椿法」附則第16条第1項 | 䫓面総額650，000，000千円及びその利㗲に相当する金積（口に係る債務からイに係る債務 に振り替えたときは，当話振り替えた金須を加算した金須を額面総額とみなす。） |
| 抱げるものに係る賃務 <br> （1）外貨をもって支払われるもの <br> （2）本邦通貨をもって支払われる僂券の うち外国において発行するちの | 「国摖復興開発銀行等からの外塤の受入に関 する特別措鷖に関する法律 第 2 条第 2 項「地方公共団体金蠤機检法」附則第 16 条第 1項 | （1）に掲げる虹券にあっては外貨表示の額面を外国货敝換算率により换算した金頼の総額及ど（2）に風げる債券にあっては本邦通貨表示 の頖面総額の合計積が 100,000 ，000 千円に相当するこれらの債券に係る金頼並びにその利息及び元本の期限前任意側還に伴い支払う べき加算金その他引受契約に基づき支払うべ き手数料等の経費に相当する金頖並びに減做基金等に払い込むべき金額に相当する金須 （ただし，口に係る僕務 100，000．000 千円に ついては，100，000，000 千円の範開内で減額 し，当該減鋉した金皟をイに係る䫡務に振り替えることができる。） |

[^0]



## 予界数明 <br> 






変更を行い，又は主管，所管若しくは組載の間において予算の移替えをすることかできる。



予洦秤則 17

| （予䈯の秥用） |  |  |
| :---: | :---: | :---: |
|  <br>  <br> 第1表 各組珹の間の移用 |  |  |
| 所 管 |  |  |
| 1 内 閣 府 | 内開本府（冲檒開発事業 <br> 計へ掃入，航空機橪料税 <br>  <br>  |  <br>  <br>  <br>  <br>  |
| 2 農林水産省 | 蒝林水産本省（海岸事業全悪葉工事諸責） |  |
| 3 国土交通少 | 1 国土交遍本省（国学公 <br> 口 国土交通本雀（北海道別会計へ緥入，北海道会资本整偏事業特别会 <br> 北海道開発局（北海道治 <br> 海道災客復旧車莱等工 |  <br>  <br>  <br> 全事業责食料安定供給特別会計へ緥入，北海道治山要業费国有林理素業特別会計へ繰入）と <br>  <br> 者費） |
| 第2表 各項の間の移用 |  |  |
| 所 管 | 組 | 移用することができる項 |
| 1 内 閣 府 |  |  <br> 全事業工事䐗費の各項の間 |




22 予算轻則



[^0]:    

